

## KE ネットの活用

### フロンの回収・破壊をシステムで一元管理化



現在、産業廃棄物の廃棄においては紙マニフェストが主流に扱われてます。これが平成 20 年（2008 年）4 月よりマニフェスト交付等状況報告が排出事業者に義務付けられます。これにより廃棄担当者の業務は一層煩雑なものとなります。KEE は廃棄業務をシステム化し、排出事業者のみならず、収集運搬業・処分業者様の方にも事務作業の軽減・作業効率の向上の手段をご提供します。

### 事業の特徴

#### 特徴 1 電子マニフェストに対応

KE ネットは、産業廃棄物管理票を財団法人産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェスト（JWNET）システムに直接廃棄データを登録する事により、従来の紙マニフェスト運用による帳票の返却管理や保管といった煩雑な業務が不要となります。また平成 20 年（2008 年）4 月から始まるマニフェスト交付等状況報告（廃掃法：施行規則第 8 条の 27）においても、JWNET 利用により報告が不要となるサービスです。

#### 特徴 2 自動販売機産業廃棄物管理票に対応

マニフェスト様式は一般的に利用されている「産業廃棄物管理票」の他に、これまで JWNET 未対応であった「自動販売機産業廃棄物管理票」の様式にも対応。廃自動販売機の型式・管理番号・製造番号といった詳細情報の管理も、従来の紙マニフェストと同様に扱う事が可能です。

#### 特徴 3 （改）フロン回収破壊法に対応

平成 19 年 10 月に施行された（改）フロン回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）の様式にも準拠しており、CFC、HCFC、HFC の記載へも対応済みです。